

運送業界の健康支援を生きがいに

120 SASドライバーに禁錮刑確定

■追突事故の背景にSAS
全ト協の調査によると、トラック事故の約半数が追突事故です。2012年、首都高速でワゴン車に追突し、死傷者6人を出したトラックドライバーも事故後にSASが判明。「急に意識がなくなり事故は避けられなかった」との無罪の主張を退け、5月27日に禁錮5年6か月の有罪判決が確定しました。

2012年の関越自動車道や、昨年3月に起きた北陸自動車道でのバス事故など、SASが絡む事故は美に多くの人を巻き込む大惨事となっています。

折しも、昨年5月から施行されている自動車運転死傷行為処罰法でも、運転に支障を

及ぼすおそれのある一定の病(政令で規定)による事故も処罰対象としています。もちろん、一定の病気の中には「重度の眠気の症状がある睡眠障害」があります。

過去には、「本人が自覚していなかった」ことで刑を免れる判例もありましたが、現在は決してそうではないというところを、新法や判例が明確に語っています。そして、運輸業として、職業ドライバーとして、当たり前前にSAS検査↓治療を行い、安全走行を遂行することが、もはや常識の時代となっています。

■死の五重奏と健康起因事故

健康起因事故の主要疾患と

して統計上示されている脳・

心臓疾患の多くは、肥満、高血圧、糖尿病、脂質異常のリスクファクターを併せ持つことにより引き起こされますが、私はそれらの根底にあるSASを決して切り離して考えることはできないと確信しています。なぜならば、『死の四重奏』+SASは『死の五重奏』と言われている「タマゴかニワトリ」の相関関係において、ハイリスクを押し上げているからです。つまり、SASの有病者の多くは、当たり前前に健康起因事故の誘発リスクを複数併せ持っているということなのです。

さて、「月刊自動車管理」6月号のテーマは、「健康起因事故を防止する!」です。SAS、脳血管障害、心臓病、低血糖症の解説や予防法が掲載されていて、SASページでは両輪会の資料も引用いただいています。

「SASと追突事故」「SASと健康起因事故」、いずれも旬のテーマです。

(次回は7月13日号に掲載)



《全日本トラック協会 SAS 検査受託機関》
NPO 法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)
副理事長 作本 貞子
「安全と健康を推進する協議会(両輪会)」代表
TEL : 06-6965-3666
FAX : 06-6965-5261
東京オフィス TEL : 03-3295-1271
E-mail sakumoto@ochis-net.com
HP <http://sas.ochis-net.jp/>